

## 医療型障害児入所施設等に係る病床整備計画について

## 1 概 要

病 床 種 別	区 分	病床を整備しようと する施設 名称 所在地 開設者	整 備 病床数	内 訳			
				病 床 種 別	現 状	計 画	計
療養病床 及 び 一般病床	病院	名古屋市重症心身 障害児者施設（仮称） 名古屋市北区平手 町 1-1 名古屋市	90 床	一般	0	90	90
				計	0	90	90

（参考）当医療圏の「療養病床及び一般病床」に係る病床数 20,326 床（平成 24 年 9 月 30 日現在）  
（基準病床数 15,388 床）

## 2 審査基準等の対応状況

規 程	基 準	対 応 状 況	適 否
愛知県病院開設等許可事務取扱要領 第 4	工事を必要とする場合、原則として許可後 1 年以内に確実に着工できる見込みがあること。なお、特に、資金計画において無理がない計画であることを確認すること。	平成 25 年 12 月着工予定 工事に係る必要経費は、名古屋市の平成 25、26 年度予算に計上予定。	適
	開設許可病床に対する病床利用率が原則として 80% 以上であること。	医療型障害児入所施設等に係る病床のため、該当なし。	
	医師、歯科医師及び看護師について医療法の標準数を満たしており、かつ、増床に対応して確実に充足する見込みがあること。 （医師 5.375 人 看護師 30 人 薬剤師 2 人）	医師 6 人、看護師 52 人、薬剤師 2 人配置予定。 （名古屋市が医療機関や大学、養成学校、関係団体等との調整に協力し、必要数を確保予定。）	適
	計画者が既に病院等を開設している場合は、直近の医療監視員による立ち入り検査において指摘された不適合事項が改善されていること。	平成 23 年度の立ち入り検査にて不適合事項なし。 （開設者が名古屋市の 6 病院）	適

規程	基 準		対応状況	適否	
愛知県病院開設等許可事務取扱要領 第5	児童福祉施設の設備運営に関する基準（主なもの）	設備	医療法に規定する病院設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。	設計段階において、基準を満たしている。	適
		職員	医療法に規定する病院職員のほか、以下の職員を置くこと。 児童指導員 1人以上 保育士 1人以上 児童発達支援管理者 1人以上 理学療法士又は作業療法士 1人以上 心理指導を担当する職員 1人以上	児童指導員、保育士、児童発達支援管理者、理学療法士又は作業療法士、心理指導を担当する職員各1人以上配置予定。 （名古屋市が養成学校、関係団体等との調整、市の広報による募集などの協力をし、必要数を確保予定。）	
		施設長及び医師	施設長及び医師は、内科、精神科、神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科またはリハビリテーション科の診療に相当する経験を有する医師であること。	左に記載の経験を有する医師配置予定。 （名古屋市が医療機関や大学、養成学校、関係団体等との調整に協力し、必要数を確保予定。）	
	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（主なもの）	規模	20人以上の人員を利用させることができる規模を有すること。	設計段階において、基準を満たしている。	適
		設備	医療法に規定される病院設備のほか、多目的室、その他運営上必要な設備を設けること。		
		職員	医師、看護職員のほか、以下の職員を置くこと。 生活支援員 15人 サービス管理責任者 1人以上	生活支援員 15人、サービス管理責任者 1人以上配置予定。 （名古屋市が養成学校、関係団体等との調整、市の広報による募集などの協力をし、必要数を確保予定。）	
		管理者	管理者は医師であること。	医師を配置予定。	

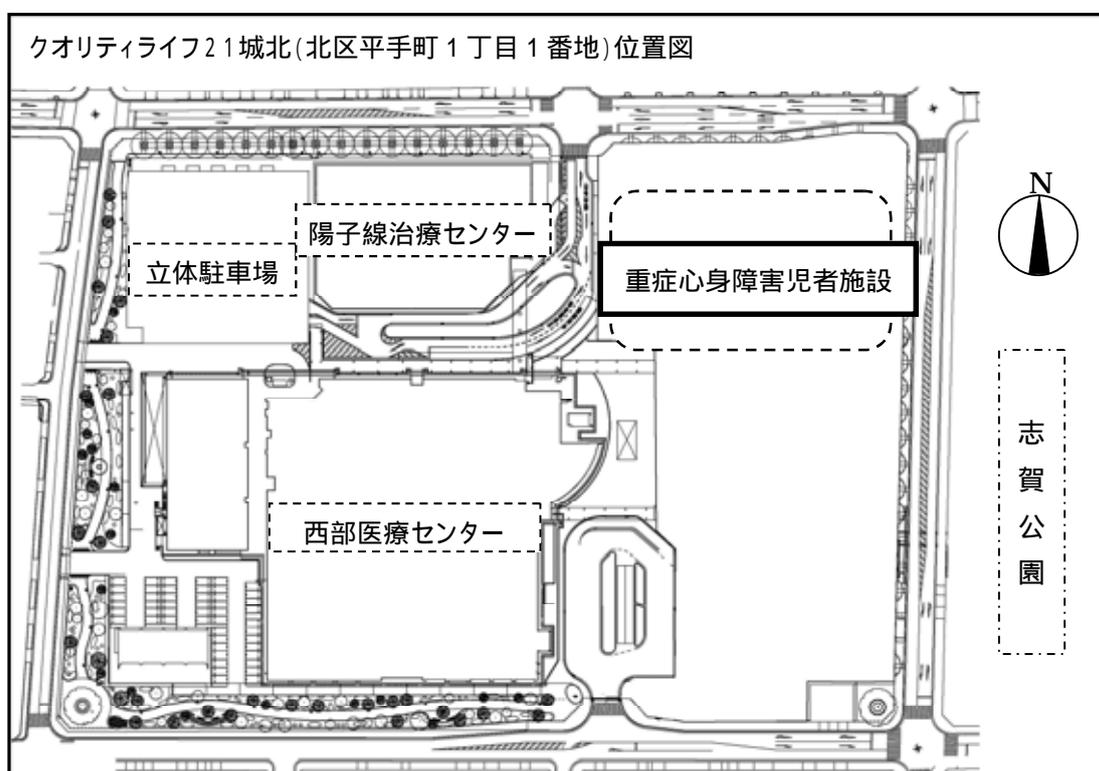
(別添)

## 名古屋市重症心身障害児者施設(仮称)の増床計画について

### 1 病床整備予定施設

開設者	名古屋市
施設名	名古屋市重症心身障害児者施設(仮称)
所在地	名古屋市北区平手町1丁目1番地

愛知県地域医療再生計画(平成21年12月策定)において、尾張地域における重心病床1施設90床の整備が位置付けられている。



- (1) 定員 90人(児30人・者60人)  
短期入所10人含む(空床利用)
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造3階建  
延床面積 約6,300㎡(駐車場等除く)
- (3) 設置運営主体 公設民営(指定管理者制度を導入予定)

## 2 病床増床等の理由

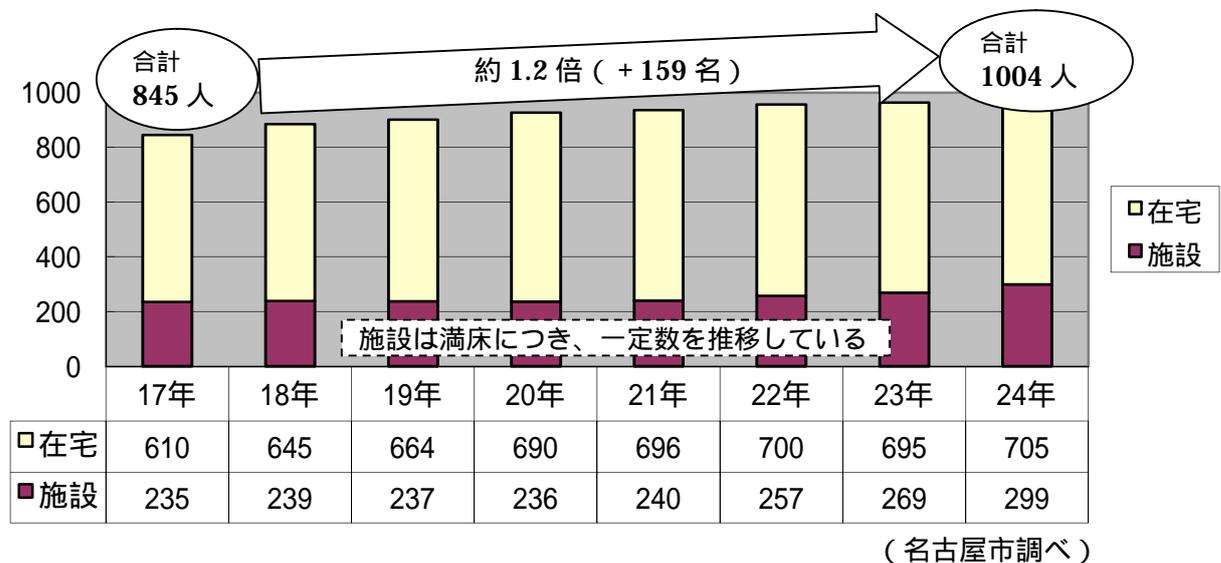
名古屋市では、約 1,000 人の重症心身障害児者の方々が生活されている。こうした方々は、24 時間 365 日の濃密な介護が必要である一方で、介護する家族の高齢化や肉体的・精神的負担感の高まりなどから、将来について不安を感じているとの声も多く寄せられている。

こうした状況を踏まえ、名古屋市では、様々な在宅支援策も充実させながら、重症心身障害児者の方々を社会全体で支援していく一つの拠点として、重症心身障害児者施設を整備する。

### 重症心身障害児者施設とは

障害の中で最も重度である重症心身障害児者（重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複する児者）が安心して生活できるよう、医療ケアや専門的療育を提供する入所施設。

近年、既存の施設への入所が満床につき困難な状況となっており、在宅介護する家族の高齢化などもあり、新しい施設が求められている。



## 3 スケジュール

平成 23 年～24 年度

設計

平成 25 年度

工事着工、指定管理者の選定

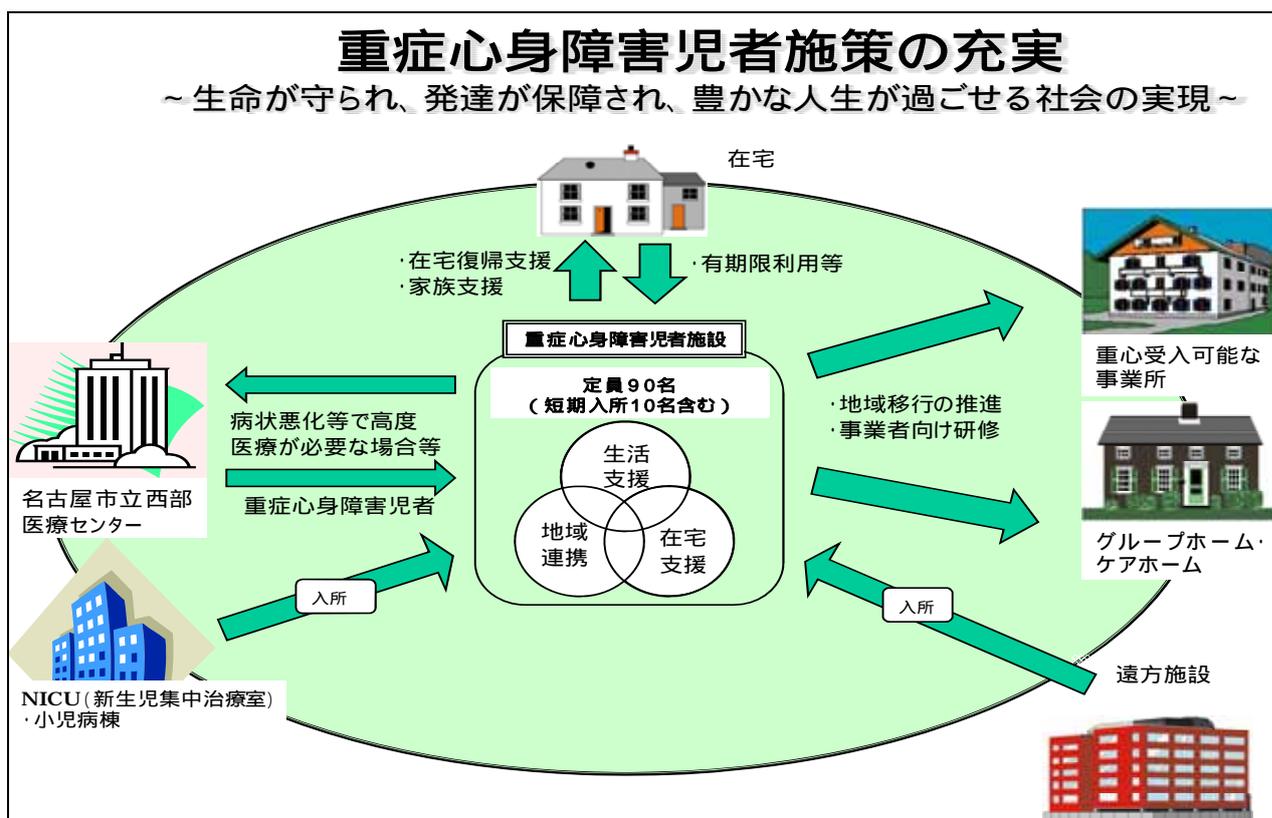
平成 26 年度

工事完了、開設準備

平成 27 年 5 月

使用開始予定

#### 4 施設の機能



機能	主な内容
生活支援	<p>&lt; 日中と居住の場がある開放的な施設 &gt;</p> <p>重症心身障害児者の特性に応じた医療・療育支援を行う施設機能 プライバシーに配慮し、利用者本位の生活の場としての施設機能 在宅復帰を目指す施設機能</p>
在宅支援	<p>&lt; 親子・事業者をつなぐ施設 &gt;</p> <p>短期入所により一時受け入れを行う施設機能 家族への支援（家族宿泊・研修など）を行う施設機能 在宅支援事業者への支援（研修など）を行う施設機能</p>
地域連携	<p>&lt; 立地条件を活かした施設 &gt;</p> <p>地域社会と交流を行う施設機能 クオリティライフ21城北（西部医療センター等）の立地条件を活用した施設機能 福祉・医療・保健などの各分野との連携を行う施設機能</p>